

高知市地域おこし協力隊募集要領

(鏡坂口・柿ノ又地区における鳥獣対策支援等)

(案)

高知県のほぼ中央部に位置する県都・高知市は、人口約 32 万人の中核市です。北部には急峻な四国山地を有し、この支峰を源流とする鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。かつては土佐二十四万石の城下町として賑わい、その後は高知県の政治・経済・文化の中心として発展し、高知城や日曜市、桂浜など、高知の観光の拠点にもなっています。

都市部には行政機関や商業施設など、高度な都市機能が集中していますが、自動車でも走れば、自然豊かな中山間地域や田園地域、雄大な太平洋に面した沿岸地域が広がり、本市ではこれらがバランスよく調和したまちづくりをめざしています。

一方では、本市の中山間地域において人口減少・少子高齢化が年々進行し、基幹産業の衰退や地域行事・伝統文化の担い手不足など、様々な課題が生じています。

そこで、高知市では特に人口減少が深刻となっている中山間地域（鏡地域）において、「鳥獣対策（狩猟・ジビエ）」等に取り組み、地域の方と一緒に活性化をめざすことを目的に、「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

1 募集人数

1名

2 応募資格

次の(1)～(8)の要件を全て満たす方とします。

- (1) 現に 3 大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域を除く一部条件不利地域に住所を有し、地域おこし協力隊として採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を高知市に移し、かつ、住民票を異動できる方

【参考】

地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、「8 提出・問い合わせ先」までお問い合わせください。

※ 総務省ホームページ「地域要件確認表」はこちらをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

- (2) 地域の基幹産業である農業や鳥獣対策（狩猟・ジビエ活用）に関心が高く、未来を見据えた活動ができる方
- (3) 心身ともに健康で、地域住民と協力して地域づくり活動に積極的に取り組む意欲と情熱を持った方
- (4) 地域の活動やイベントに積極的に参加できる方
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も、高知市に定住し、就農、就業又は起業しようとする方



する意欲がある方

- (6) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方（AT 限定不可）
- (7) パソコンの基本操作（ワード及びエクセルによる文書作成・表計算等）ができる方
- (8) 次の①～④に該当しない方（地方公務員法第 16 条の欠格条項）
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ② 高知市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 活動地域及び活動内容

(1) 活動地域

高知市の中山間地域に位置する鏡地域の坂口・柿ノ又地区

鏡地域北西部の坂口・柿ノ又地区は、標高約 600m に位置し、小川や山林など自然あふれる地区です。急峻な地形に農地が点在しており、水稻、茶、四方竹、雨よけハウスによる軟弱野菜の栽培などを組み合わせた複合経営農家が多いですが、近年は高齢化等により規模縮小や離農者が出るなど、産地の維持が困難な状況となっています。

また、地域にはイノシシ等加工処理施設があり、イノシシ等を資源にしたジビエ活用に取り組んでいますが、狩猟者の高齢化による担い手不足が課題となっており、施設の維持や収益の確保が困難となっています。



(2) 活動内容

地域おこし協力隊の活動は、高知市地域おこし協力隊の就業等に関する要綱（令和3年7月20日制定）に基づき、鏡地域坂口・柿ノ又地区における次の活動を行うこととします。

① 鳥獣対策（狩猟、ジビエ活用）

柿ノ又地区にあるイノシシ等加工処理施設を拠点として、狩猟やジビエの加工処理などを行う中央地区猟友会鏡支部があります。協力隊員の活動の実施にあたり、ジビエ加工に取り組んできた経緯や活動内容を理解していただくため、中央地区猟友会鏡支部と一緒に活動していただきます。

中央地区猟友会鏡支部との活動を通じて、イノシシ等の捕獲に関する技術・知識の習得や、活動に必要な資格の取得、イノシシ等の解体技術の習得、新たな加工品の開発、販路の拡大などに取り組んでいただきます。

また、地域内の有害鳥獣対策の現状を把握するため、地域内の状況把握をしていただきます。



柿ノ又猪等処理加工所

② 農業支援（ほうれん草、水稻、茶、四方竹）

地区には坂口地区施設野菜研究会があり、地域住民が協力して、ハウスでの園芸野菜としてほうれん草やみず菜、小松菜などの栽培が行われ、週3回市場へ出荷しています。

協力隊員には、地域農家の援農に取り組んでいただき、農業に関する知識を習得していただきます。



野菜団地

③ その他地域力の維持・強化に資する活動

地域の行事などへの参加、住民との積極的な交流をしていただきます。

将来的には協力隊員の任期終了後に、半農半鳥獣（ジビエ等）により、生計を立てるべく、農業に関する知識の習得とあわせて、新たなジビエ活用を展開していくために中央地区猟友会鏡支部とともに継続して取り組んでいただくことも視野に入れていただきたいと思います。

4 任用形態及び任用期間

任用形態は会計年度任用職員となり、任用期間は令和5年9月1日（任用開始日は、採用決定後に相談可）から令和6年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、1年度単位で任用の更新を行い、最長で令和8年3月31日まで勤務できる予定です。

5 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間

勤務日は月曜日～金曜日のうちの4日間（ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)は除く。)とし、勤務時間は午前8時30分～午後5時15分(休憩1時間あり。)を基本とします(週31時間、勤務日は応相談)。

(2) 週休日及び休日

月曜日～金曜日のうち勤務日を除く日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）並びに祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)は休みですが、地域の行事やイベント等に従事するなど、週休日や祝日法による休日等に職務を行うことも想定されます。その場合は、原則勤務時間内での振替対応となります。

(3) 給与等

月額 172,800円（2年度目以降に昇給あり。）

※ 支給日は、原則として毎月16日です。

※ 別途、期末手当（6月・12月）・通勤に係る費用弁償等を支給します。

※ 給与等から社会保険料等の本人負担分、税金等が控除されます。

(4) 有給休暇等

年次有給休暇（初年度は7日間付与）、特別休暇（夏季休暇、生理休暇等）

(5) 保険等

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入

(6) 兼業等

任期終了後の自立に向けた兼業は、勤務時間外、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日において、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業をする場合は市長に届け出る必要があります。

(7) その他

① 任用期間中の住居は、坂口・柿ノ又地区の空き家、または民間の賃貸借物件を各自で契約していただくことになります。なお、高知市からは予算の範囲内で、任用期間中の家賃の一部を補助する予定です。

② 勤務時間中は、活動に使用するパソコン・自動車（公用車）は、必要に応じて高知市が用意します。ただし、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日に使用する自動車等は各自で手配してください。

③ その他活動に要する経費は、活動計画の内容に基づき、予算の範囲内で高知市が負担します。

6 応募方法等

(1) 応募方法

次に掲げる①～⑤の書類を「8 提出・問い合わせ先」に持参（週休日及び祝日法による休日を除く日の午前8時30分～午後5時15分とする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

① 高知市地域おこし協力隊応募用紙（様式1）

応募条件確認及び応募動機等を記入してください。

② 履歴書

市販の履歴書に必要事項を記入の上、提出日から3か月以内に撮影した写真を添付してください。

免許・資格等は活動内容に関わらず、できる限り記入してください。

③ 作文

「3年間の活動で掲げる私の目標」をテーマに、400字以上1,000字以内で作成し、提出してください。用紙サイズはA4で、書式は自由です。

④ 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行したもの。）

⑤ 運転免許証の写し（普通自動車運転免許）（AT限定不可）

(2) 募集受付期限

令和5年5月1日（月） 正午（必着）

7 選考

(1) 1次選考（書類審査）

書類審査の上、5月上旬を目途に、結果を応募者全員に書面で通知します。合格者については、併せて電話等で連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を応募用紙にご記入ください。

(2) おためし体験プログラム

1次選考の合格者を対象に、高知市において2泊3日のおためし体験プログラムを実施します。

① 実施日 令和5年5月27日（土）～29日（月）

② 行程（予定）

5月27日（土） PM～	J R高知駅集合→オリエンテーション→市内ガイド 高知市内宿泊施設（泊）
5月28日（日）	活動地域の紹介・地域住民との交流→イノシシ等加工処理施設の見学，栽培地の見学→意見交換 高知市内宿泊施設（泊）
5月29日（月） AM～	先輩地域おこし協力隊との交流・意見交換会

③ 留意事項

- ・おためし体験プログラムの参加は2次選考のための必須条件となります。
- ・自宅～JR高知駅の間に必要な交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は個人負担となります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止にあたって、事前にPCR検査や検温表等の提出をお願いすることがあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、内容変更・中止となる場合があります。
- ・別途、現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも可能です（おためし体験プログラムの実施時間は除く）。現地案内等を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

(3) 2次選考（面接）

1次選考を合格し、おためし体験プログラムに参加された方を対象に、2次選考を行います。面接の日時、方法等については別途お知らせします。

選考結果は、応募者全員に書面にて通知します。

8 提出・問い合わせ先

高知市役所 農林水産課 担当：岡澤
〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1-45
TEL 088-823-9458 FAX 088-823-9459
E-mail kc-270200@city.kochi.lg.jp

9 留意事項

- (1) 令和6年度からの雇用については、当該年度の予算が成立することが条件での雇用となります。また、雇用開始から1か月間は条件付採用期間（試用期間に相当する期間）となりますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (3) 応募に係る費用は応募者の負担となります。ただし、2泊3日のおためし体験プログラム参加に係る費用（宿泊費・食費等の滞在費・移動に係るバス代等）については高知市で負担します（自宅～JR高知駅の間交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は除く。）。
- (4) 審査の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、おためし体験プログラム、面接及び任用等について、実施日や内容が変更となる可能性があります。
- (6) 不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分間に「8 提出・問い合わせ先」にお問い合わせください。